

産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会（第11回）

議事録

日時：令和6年4月19日（金曜日）10:00～12:00

場所：経済産業省会議室及びオンライン

出席者

○委員出席者：新宅委員長、生駒委員、井上委員、柿本委員、杉原氏（大矢委員代理）、
鈴木委員、筑紫委員、富吉委員、福田委員、松浦委員、森川委員、
吉高委員、渡邊委員

○オブザーバー：消費者庁消費者教育推進課
環境省「ファッションと環境」タスクフォース

○事務局： 経済産業省製造産業局生活製品課

議事録

1. 開会

○経済産業省生活製品課 田上課長

それでは、定刻になりましたので、これより第11回産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会を開催いたします。事務局の経済産業省製造産業局生活製品課の田上です。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。委員の御出席の状況でございますが、本日、大矢委員と久我委員が御欠席、井上委員、筑紫委員、福田委員、吉高委員、渡邊委員がオンラインで御出席、新宅小委員長、生駒委員、柿本委員、鈴木委員、富吉委員、松浦委員、森川委員、大矢委員の代理として日本化繊協会の杉原様が経済産業省の会議室で御出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行につきましては、新宅小委員長にお願いしたいと思います。

○新宅小委員長

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

2. 事務局説明

○新宅小委員長

今日は御発表、御説明は専ら事務局からということですので、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

本日は、事務局より、資料3-1「特定技能制度における繊維業の追加を踏まえた対応方針について（案）」と、資料3-2「我が国の繊維産業におけるサプライチェーン再構築・強靱化について」、そして資料3-3「第9回小委員会後の追加質問に対するEU側の回答」を御用意させていただいております。

まず、資料3-1を御覧いただければと思います。資料3-1は、特定技能の関係でございます。今年の3月29日に特定技能への繊維業の追加が閣議決定されました。繊維業界から長年にわたって御要望いただいていた案件でございますが、これまで「繊維産業技能実習協議会」などを設置しまして、業界の皆様におかれては、多大な御尽力をいただき、改めて御礼申し上げたいと思います。

まず、右下1ページを御覧いただければと思います。特定技能に関しては、深刻化する人手不足への対応ということで、生産性の向上や国内人材の確保の対策を講じてもお人手が不足する産業分野に限って、一定の専門性、技能を有して即戦力となる外国人を受け入れるものでございます。

特定技能には、1号と2号がございまして、特定技能1号は、（在留期間については）1年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新、通算で上限5年まで、技能水準については、基本的には試験等で確認し、技能実習2号を修了した外国人は試験が免除されるものでございます。家族の帯同については、特定技能1号については基本的に認められません。

特定技能2号については、在留期間3年、1年又は6か月ごとの更新、更新回数に制限がないとか、技能水準については試験で確認する。家族については、要件を満たせば、配偶者やお子さんの帯同が可能となります。

今回、特定技能1号の対象に加わった繊維業について御紹介します。右下2ページでございますが、左側にありますように、もともと「素形材産業・産業機械製造業・電気電子情報関連産業分野・金属表面処理業」という分野名から、「工業製品製造業分野」へと分野名を変え、その分野の中に繊維業を含めて15業種、合計10区分の業務区分を設定する

こととなりました。「繊維業」に関しては、業務区分で言えば「紡織製品製造」と「縫製」となります。

右下3ページを御覧いただければと思います。よく「分野」と「業種」を混同されてお話をされる方がいるのですが、あくまで今回繊維業が追加されたのは、「工業製品製造業分野」の中の一業種としてであり、一時期、「繊維分野」が追加されると誤解されていた方がいらっしゃいましたが、あくまでも業種として「工業製品製造業分野」の中に追加されたものでございます。

4ページ、5ページは飛ばしまして、続いて、特定技能1号への移行ルートでございます。基本的には、今後、作成・実施される技能を確認していくための試験と日本語能力試験に合格された方が特定技能1号の在留資格を得ることができます。また、技能実習2号で3年間の実習期間を良好に修了された方は、技能試験と日本語能力試験が免除され、特定技能1号の在留資格を得ることが可能となります。原則は、ルート1の試験ルートですが、ルート2として、技能実習2号から特定技能1号へ移行できる形となっております。

また、右下7ページを御覧いただければと思います。現在、繊維・衣服関係の技能実習2号では、13職種が対象になっておりますが、それぞれ特定技能1号の区分にどのように対応するかを整理したものといたします。現時点では案でございますので、今後、法務省などと協議していく予定です。紡織運転や織布運転などが「紡織製品製造」区分になりまして、婦人子供服製造や紳士服製造などは「縫製」区分としたいと考えています。

右下8ページでございます。技能実習2号から特定技能1号へ移行するに当たって、例えば婦人子供服製造で技能実習2号を良好に修了された方が特定技能1号（縫製）という区分に移行されますと、婦人子供服だけではなくて、紳士服や下着類、布はく類などの「縫製」区分の業務を行うことが可能になります。同じ業務区分の中では、転籍できる形になりますので、今後は、外国人の方に対して、流動化が激しい状況の中、賃金面や労働環境の面でしっかり対応していただきたいと思っております。

特定技能1号の外国人を受け入れるための2つの受入れルートを改めて整理したものが右下9ページになります。試験ルートでは、日本語試験と技能試験を受けて、両方の試験の合格が必要となります。技能実習からの移行ルートでは、先ほど申し上げましたように技能実習2号を良好に修了された方は試験が免除となります。

また、次のステージとして、企業の事業の該当性確認ということで、特定技能で外国人を受け入れる事業所の売上げが製造業分野に掲げられた日本標準産業分類に該当するかを

確認して、標準産業分類に該当すれば、製造業特定技能受入れ協議会への入会審査を受けることができます。入会に当たりましては、繊維業については、後ほど申し上げます上乗せ要件の審査もございます。

雇用契約として、（受け入れ予定の外国人と）特定技能雇用契約を締結しているかどうかを確認して、最後に、制度の適正な運用に係る確認として、自社で支援計画の適正な実施を実施するための基準を満たしているかどうか。登録支援機関にお願いすることもできますし、自社で対応することもできる形となっています。

続いて、右下10ページ、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」ということで、繊維業を含めて工業製品製造業分野で特定技能の受入れをする事業所は、こちらの協議会に御参加していただく必要がございます。

続いて、（特定技能外国人受け入れ開始の）スケジュールでございます。いつから特定技能外国人を受け入れできるのかといったお問合せをいただきます。今年の3月29日に特定技能の業種追加の閣議決定が行われ、現在、具体的に受入れをしていくに当たりまして、下部規定であります告示や運用要領、運用要領の別冊の策定作業をしております。下部規定（案）の作成作業が整いましたら、パブリックコメントに付した上で、官報等で公示されれば特定技能の在留資格の申請が可能な形に法令上となります。ただし、地方入管局に在留資格を申請していく前に特定技能外国人予定者と雇用契約を締結したり、特定技能支援計画を作成したり、製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会への入会も必要となりますので、これらへの一連の対応を含め、実際に技能実習から特定技能へ移行していくためには、現実的には秋ぐらいまでに就労可能になってくるかと考えています。我々としても、業界の皆様から強く御要望いただいていることでもございますので、なるべく早く作業を進めてまいりたいと思います。

右下12ページは、有識者会議の最終報告を踏まえた政府の対応でございます。これはもう皆さん御覧いただいているかと思えます。

右下14ページは、特定技能制度への繊維業の業種追加を受け、（閣議決定）当日に日本繊維産業連盟の日覚会長からコメントが出されています。「繊維業の特定技能の受入れに係る追加要件への対応などを通じて、国際的な人権基準を遵守し、外国人を含む労働者の人権を最大限に尊重した取組を進めていく」という強い意思表示をいただいたところで

続いて、右下15ページから繊維業における特定技能外国人の受入れのための追加要件、

ということで説明させていただきます。

(特定技能外国人を受け入れるためには)先ほど申しました外国人受入れ協議・連絡会への入会が必要となりますが、既存の製造業では、派遣契約ではないとか、受入れ企業の産業分野が日本標準産業分類で該当していることなど要件がございますが、それに加え、繊維業については、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」や「勤怠管理を電子化していること」、「パートナーシップ構築宣言を実施していること」や「特定技能外国人の給与を月給制とすること」が追加要件となっております。

これらの要件は、繊維業の技能実習において、時間外労働に対する賃金不払いといった法令違反の割合がほかの業種に比べて高いということがありましたので、しっかり適正化をしていこうと、追加要件が定められたものでございます。

続いて、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」とは、具体的にどういうことかでございますが、右下17ページでございます。これは、公開された監査要求事項等に基づいて、第三者による認証・監査機関の審査を受け適合していること、としたいと考えております。つまり、2つありまして、公開された監査要求事項、そして第三者が認証・監査している、ということでございます。公開された監査要求事項には、具体的に※にありますように、結社の自由、団体交渉権の効果的な承認、強制労働の禁止や児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の撤廃、安全で健康的な労働環境、そういった規定が盛り込まれている監査要求事項を対象にしていきたいと考えています。

もう少し見やすくしたのが、右下18ページでございます。労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言の中で、5分野10条約がありまして、これらをしっかり盛り込んでいるということ、そして第三者がチェックしていることを要件としたいと考えております。

これらの要件に該当する認証制度や国際的なイニシアチブとして、具体的にどのようなものがあるかを私ども事務局で整理したものが17ページの下側になります。GOTSやOEKO-TEX、STeP、SA8000などございます。それに加えてアパレル・ファッション協会のCSR工場監査を――まだ公開されていませんし、一部足りないところがございますので、こちらは御対応いただく方向だと承知しておりますので、その前提で対象に加えていきたいと考えています。

また、ここに書いてある認証制度等の例は、資料が公開された時点において、事務局として要件に合致することを確認できたものでございまして、今後、この要件に合致するも

のが出てきた場合は、適宜追加していきたいと考えています。

また、こちらの国際的な認証制度以外にも、私どもで中小企業等を対象にした繊維産業の監査要求事項を策定していこうと考えています。

右下19ページを御覧いただければと思います。2022年7月に日本繊維産業連盟において、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定されております。その「責任ある企業行動ガイドライン」や国際的なイニシアチブ・認証などを基に私どものほうで監査要求事項としてどういったものが適当であるのかを、Japanese Audit Standard for Textile Industry、J A S T Iとして整理させていただきました。このJ A S T I、84項目をベースにしまして、これから監査要求事項の精緻化を図って、これに基づく第三者監査をやるように準備していきたいと思っています。

監査制度に関しては、既存の認証だけではかなりの費用がかかってしまうとか、時間的にかなり御負担があるというお声をいただいておりますので、先ほどの17ページにありますGOTSなどに加え、この第三者監査制度を国際的な人権基準としていくべく作業をスピードアップしていきたいと考えております。こちらについては、別途作業グループを設ける予定であり、事務的な作業をして、詳細については秋ぐらいに皆さんに御確認、御審議いただきたいと思っています。

続いて、資料3—2でございます。「我が国の繊維産業におけるサプライチェーン再構築・強靱化について」でございます。コロナにより繊維産業の産地では、サプライチェーンの毀損が生じており、そして繊維産業が集積している北陸地域で発生した今回の能登半島地震でも、サプライチェーンの維持が心配との声が聞かれました。

こうした状況を踏まえ、改めて繊維産業のサプライチェーンを強靱化していくために何ができるかについて御意見をいただきたいと考えております。

右下1ページ、繊維産業のサプライチェーンの特徴でございしますが、御案内のとおり、繊維産業では原糸の製造、生地製造、生地の染色加工、縫製といった工程は分業体制となっていることが特徴でございまして、今までは分業体制によりそれぞれの工程の技術がうまく組み合わさって海外ブランドを含めて高く評価されてきたわけでございまして。一方、海外、中国や東南アジアでは、糸をつくるところから縫製までを一貫生産でやっているところ、とにかく生産性を上げていくのだということで、一貫工程をやっているところも出てきまして、そういった国々の企業と日本の繊維企業はグローバルで競争していかなければならない時代になっています。

右下2ページ、海外依存度を見ていきますと、アパレル製品の輸入浸透率は数量ベースで見ますと、98%を超えており、その半数以上は中国からの輸入となっています。最終製品、お洋服以外にも原料や糸、生地についても中国やインドネシアなどのアジアへの依存が非常に高くなっています。

コロナのときにも上海の港が一時閉鎖されて、日本へ物が入ってこなくなった際、繊維業界でも影響があったことは皆さんも御記憶にあるところかと思います。

海外とのサプライチェーン強化に向けた取組もしっかり考えていかないといけないのですが、直近の課題としては、国内のサプライチェーン維持も大きな課題となっております。右下3ページを御覧いただきますと、国内の主要繊維原料の生産量は、近年、減少傾向が続いており、国内の事業所数もここ15年で半分以下になり、就業者数も約半分近くまで減ってきています。

こうした状況が続いていくと、サプライチェーンが毀損して連鎖廃業が現実的なリスクになってくるかと考えております。例えば、サプライチェーンである染色事業者が廃業してしまうと、その染色事業者に発注していた織りの事業者も染めによって付加価値を上げていたりとか、調達先である卸の事業者や縫製事業者も優れた生地と優れた染め加工技術を持ったところから物を調達できなくなってしまうなど、地域全体に影響が及んでしまうことが現実的なものとなってきています。

課題だと言っている訳にもいきませんので、前向きな取組をされた事例を御紹介させていただきたいと思います。右下5ページ、デニム産地の三備地区の企業の事例として。御案内のとおりジーンズの工程はジーンズにダメージを少し与えてビンテージ感を出すこすりといった前工程と、洗い工程という後工程があるのですが、その後工程をやっていらっしゃる企業に廃業される計画がございまして、廃業をすると、前工程をやっていらっしゃる美東さんという企業さんが後工程をお願いする企業がなくなってしまって、美東さんの事業にまで大きな影響を及ぼしてしまいかねないということで、前工程をやっていらっしゃる美東さんが後工程をやっていらっしゃるブルーメイトさんの事業を承継して、前工程、後工程の内製化をされた事例です。

サプライチェーンの毀損防止だけではなくて、美東さんにとっては新しい提案ができるようになり、利益が拡大することにもつながったと聞いております。

こうした取組以外にも、産地を越えたサプライチェーンリスクへの対応事例ということで。こちらは山形県にあるニットメーカーの佐藤繊維さんというところが特殊なレース加

工をやっている大阪のカツミ産業さんの事業、社屋と設備、従業員を含めて引き継がれて、新しい会社を立ち上げ、今までの事業に加えてBtoCまでやることによって、新しく販路を開拓して、3年後に事業を黒字化したという事例でございます。

このような垂直統合の事例だけではなく、右下7ページ、水平統合の事例も出てきています。こちらは尾州産地の豊田燃糸さんの事例ですが、産地にある他の燃糸企業が廃業を計画していることを知って、その廃業を計画されている企業の燃糸機を買い取って生産拠点を新しく立上げをしたり、生産体制の確立によって、今までよりも大口の受注を受けることができるようになり、結果的に事業の拡大につながったという事例でございます。

このように事業をしっかりと円滑に引き継いでいくことを、経産省・中企庁を中心にサプライチェーン事業承継という形で進めています。製造工程などを担っている取引先や販売先が後継者不足で廃業することを防いでいくために、自社などが取引先の事業を承継してサプライチェーンの維持、発展をしていくという取組を進めているところです。

廃業するときに前もって、予見可能性を持った取組ができればいいのですが、経営者の方が突然体調を崩されてしまったり、工場が火事にあってしまったりして、今回の大震災のような災害をきっかけに事業をおやめになってしまうということで、その会社だけではなくて取引先も含めて調子が悪くなってしまうこともございます。そうした事態にならないように地域全体でサプライチェーン上のチョークポイントがどこにあるのかを日頃から気づきを持って対応していくことが必要ではないかと考えております。

こうした取組を支援していくために、右下9ページですが、全国47都道府県に事業承継・引継ぎ支援センターがございまして、親族内承継や第三者承継を問わず、引継ぎ支援センターで対応しているということでございます。近年、相談件数や成約件数も増えてきている状況でございますし、右下10ページ、事業承継ネットワーク、経営者の気づきを促していくということで、全国の商工会・商工会議所、金融機関といった支援機関から構成されるネットワークを構築して、事業承継に関する課題やニーズの掘り起こしをしていく取組をしています。

また、事業承継に向けた気づきをしっかりやっていくという働きかけも商工会・商工会議所でもやられていますし、また、地銀や信金・信組、地域の金融機関も取り組まれていらっしゃるということでございます。

また、自治体においても、これは愛知県豊橋市の事例でございますが、商工会議所や地域の金融機関、市や事業承継・引継ぎ支援センターなどがプラットフォーム「とよはし事

業承継ひろば」を開設し、事業承継に関する個別相談会や啓発セミナーを開催されていると承知しております。

こうした地域の単位だけではなく、業界における取組事例もあります。例えば、印刷業界では、業界全体で繊維産業と同じように出荷額や事業所数の減少傾向が続いている中で、印刷業界は全国団体がコンサルと連携し、業界独自に事業承継をサポートしていくための体制をつくっているものと伺っています。

繊維業界でどうしていくかはよく考えていく必要がありますが、改めて整理させていただきますと、右下14ページでございますが、繊維産業のサプライチェーンの特徴である分業構造が特定事業者の廃業や倒産が地域全体のサプライチェーンの維持に大きく影響を及ぼしているケースがコロナ以降増えてきているとの指摘がございます。私も産地の企業を回っているとこういったお話はよく伺います。

こうした状況を踏まえて、各繊維産地では、産地の産元企業や中核的な企業で、サプライチェーン上のチョークポイントとなる事業者との垂直統合や水平統合を進める事例も出てきています。

サプライチェーンを維持・発展していくためにチョークポイントとなる事業者を早い段階から特定して、サプライチェーン事業承継のような取組を進めていくことも重要ではないかと考えておりますし、地域の商工団体や地域の金融機関、自治体や地域の繊維組合と連携しながら早い段階から気づきを提供していくことも重要ではないかと考えております。

事業承継に当たっては、ある企業が廃業を考えていることが周囲に知れると、途端に仕事が来なくなってしまうこともございますので、その情報管理がしっかりできる方をお願いしていかないと、一気に仕事が来なくなってしまうと、それこそ意図せざる廃業につながってしまいかねないということもございます。情報管理をどうやって徹底させていくかも課題かと考えています。

いずれにしても、今回は、特定技能を含めて人手の確保について、業界で1つツールができますので、人手が足りないから仕事が受注できないということにならずに、これから仕事をしっかりやって生産性を上げるとか、賃上げにつなげていくことを業界全体で引き続きやっていただきたいと考えています。

最後、資料3-3ですが、小委員会後の追加質問に対するEUの回答でございます。委員の皆様から追加で御質問いただいていた内容についてEUから回答をいただきましたので、こちらは御参考ということでテーブルさせていただいております。

まず、事務局からの説明は以上になります。ありがとうございました。

3. 自由討議

○新宅小委員長

ありがとうございました。それでは、残り時間たっぷりございますので、残り時間で自由討議ということにさせていただきたいと思います。

こちらの経産省の会議室にいらっしゃる方は例によってネームプレートを立てていただきたいと思います。オンラインの方はTeamsでリアクションボタン等で発言の希望をお伝えください。それでは、よろしく願います。では、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

おはようございます。私は2つあるのですけれども、まず3-1の資料の国際的な人権基準の件で、日本アパレル・ファッション産業協会のCSR工場監査要求事項についてなのですが、これは現状ですと、当アパ産の会員にしか開示はしていません。ただ、こういう形でやって、全体に開示するというのは全然まず問題ないと思っております。

ただ、これは事業団体でつくったルールですので、先ほど田上課長もおっしゃっていましたがけれども、もう一度見直す必要はあるのかなと思いますので、この辺をやっていかなければいけないと思います。

2つ目なのですけれども、事業承継について、これは私も現地のほうを回ると、今本当にやばいです。どんどん潰れているところがあると思います。これは本当に重要なことなので、ただ、事情がそれぞれ違いますので、現場のところに入って行って、それを理解しながらやっていかないとまずいのかなと思います。

ただ、先ほどおっしゃっていたように、早くその情報をもって対応するというのは物すごく重要なことなので、これはぜひやっていかなければいけないと私も思っています。

以上です。

○新宅小委員長

ありがとうございます。最初にご質問のCSR監査基準について経産省のほうからご回答はありますか？

○経済産業省生活製品課 田上課長

アパレル産業協会のCSR監査基準は、現在、会員にしか公表されていないということ

と、右下18ページにありますILOの5分野10条約の要素が一部入っていないところがございますので、そこをしっかりと御対応いただき、公表していただくことによって、多くの企業に使っていただけるのかなと考えております。

私どもがこれまで心配していた点は、右下17ページのところにある認証制度のGOTSやOEKO-TEX、SA8000などいろいろ書いているのですが、繊維分野における多くの国際認証がテキスタイル系の企業が取られている認証となっており、（技能実習生を多く受け入れられている）縫製企業が使われている認証基準はほぼなかったのですが、このアパレル・ファッション協会のCSR工場監査基準が入ってくれば、縫製企業も認証を受けられている企業もあると伺っていますので、特定技能へいつから対応できるのかという声に少しでも応えていけるのかなと思います。これにより繊維産地を残していくことにもつながっていきますので、ぜひ御協力いただければと思います。

○新宅小委員長

ありがとうございます。杉原様、お願いします。

○杉原代理

今日は大矢委員の代理で出席しております化繊協会の杉原です。

まず、特定技能への繊維産業の追加についてですが、化繊協会はサプライチェーンの人材確保ということで、特定技能への繊維産業の追加をかねてより希望しておりました。その実現については非常に歓迎しております。

技能実習の廃止や育成就労への移行、特定技能の実施に向けて現場に混乱のないようにスムーズな運用が望まれます。関係省庁の方には可能な限りの対策をお願いしたいと思います。

化繊協会自体、人権デューデリジェンス対応連絡会を新たに設けてサプライチェーンに製造や加工を委託する立場から人権保護に注力しております。特定技能追加後も引き続き人権遵守に努めていきたいと思っております。

特定技能の繊維産業の追加要件に「国際的な人権基準への適合」というのがあり、第三者認証制度が求められています。客観的な認証はもちろん必要だと思います。ただ、各種の認証ですとか、いろいろな認証が求められますと、中小企業の方々には負担が大きいのかなということです。認証の整理と調和というのが必要と考えており、ここに説明がありましたJASTIですか、こういう試みは非常によいかと思っております。監査疲れを起こさないようにいろいろと工夫をしていただければと思います。

以上、特定技能についてです。

それからサプライチェーンの再構築・強靱化につきましては、化繊産業としても北陸産地に代表されますが、サプライチェーンは必須です。これがなくなりますと非常に困ってしまう。

地域経済活性化という観点でも必要な事業承継は極めて重要なものと考えております。事業承継支援など各種の支援は今回御説明がございましたが、必要な企業に伝わるようしっかりとPRしていくのが重要と考えます。

このPRに関しましては、化繊協会のほうでも会員会社がサプライチェーンネットワークを持っていますので、そちらを御活用いただくということもできるかと思っております。

それから事業承継とともに「再構築」「強靱化」が必要です。そのためには当たり前のことですけれども、製品の高付加価値化によって「稼ぐ力」をつけるということをしていかなくはいけないと思います。日本の強みとしては、やはり技術力がございまして、さきの繊維ビジョンで技術ロードマップが策定されています。こちらのほうの着実な実行が期待されるところであります。

また、DX推進というのも望まれますので、引き続き政府にはサポートをいただきたいと存じます。

最後に、個別企業や個別産地の取組というのはやはり限界がありますので、自治体を巻き込んだ産地間の連携ですとか、あとアカデミアとの連携、異業種との連携を通じまして、繊維産業のサプライチェーンの再構築や強靱化が図れるのではないかと考えております。

以上でございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。続きまして、オンラインのほうで井上委員、お願いします。

○井上委員

ありがとうございます。今回、特定技能制度における繊維業の追加を踏まえた対応方針について、それから繊維産業におけるサプライチェーン再構築・強靱化についての御報告をいただきまして、また、EUの回答についてもまとめていただいて、どうもありがとうございました。それぞれの件について、1点ずつ意見を申し上げられたらと思います。

まず、特定技能の受入れに関わる繊維業の追加要件に国際的な人権基準に適合して事業を行うことがあるということは働く側にとって非常に重要なことなので、それはもちろん

ということなのですが、中小企業さんにとってはやはり審査を受けて認証されるための経済面ですとか時間面の困難というのは考えられるかなと思いますので、御配慮いただいていることはよく分かっていますが、今回、経産省さんのほうで繊維産業の監査要求事項ですとか評価基準について策定していただけるということですし、また、適切な価格でのでしょうか、認証制度もつくっていただけるということでしたので、それは本当にありがたいことであるのではないかと思いますから、ぜひ早急に進めていただければと思います。

次の繊維産業のサプライチェーンが長くて分業化されているということに関しまして、それぞれの過程での技術を極めていたということでもあるのですが、現状として事業承継が困難になっているという話は、私は大学の立場なので、本当に聞くことだけなのですが、生食加工等でも遠隔地に依頼しなくてはならなくなっているというような事情があるということは聞いたりしております。

サプライチェーンのうち1つでも切れると全てが成り立たなくなりますので、産地によっては組合をつくったりもしているようですけれども、現状では産地内だけではなくて、産地同士、国内で協業していかななくてはならないといったこともこれからどんどん考えていかななくてはいけないということで、やはり日本がワンチームとなることを目指せば一番いいのかなと。ただ、これは理想かなとも思いますので、そこに至るまでには時間も努力も必要になるかと思います。ですので、今回の御提案にあるチョークポイントとなる事業者の特定というのは本当に重要だと思ひまして、賛同いたします。気づきという言葉を使っているというところも本当に配慮を感じまして、情報管理という点は重要なポイントだと思います。

事例として挙がっていた佐藤繊維さんをはじめ、また、マツオインターナショナルさんなど非常に意識が高い企業さんがおられるかと思ひますし、和歌山のニットの企業さんも地域で一緒になって産業を支えていくというような努力をされていると伺っています。また、繊維メーカーさんもサプライチェーンの維持のために支援していただければと思いますので、同業の事業者の方々をはじめとする企業同士のつながりというのをどのように強めていくかということが観点かなと思ひていました。

ただ、商売としてはライバルになるという場合もあると思うのですが、例えば日本繊維機械学会の中には繊維・未来塾というのがありまして、その中にそれこそ先ほどの佐藤繊維さんやマツオインターナショナルさんや和歌山のニットの方々がおられたりする

のですが、中小企業さん同士が勉強し合ったりとか、事例の紹介をしたりというようなこととしておりますので、学会というような中立な立場で企業同士ですとか、高専さんや大学というところがつながるといふ場をつくったり、事例を紹介し合えたりといふような場ができればなと考へたりいたしました。そういう意味で、教育も含めて学会や大学もぜひ利用していただければと思います。

それからEUの回答についてもありがとうございました。EUが主導して牽引していこうという意気込みをすごく感じまして、できれば日本が主導していけることもあればなと思いますので、この委員会の中でも日本として主導していける点ということも引き続き議論できればと思いました。ありがとうございます。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、この後、柿本委員、松浦委員、生駒委員の順番で御発言をお願いします。

○柿本委員

主婦連合会の柿本でございます。御説明ありがとうございました。コメントが2点ございます。

国際的な人権基準を遵守という説明がございました。非常に重要な柱と考へます、ILO宣言などは、すでに1998年に採択されております。歴史的にも長く取り組まれていることだと思ひます。海外からいらっしゃった方だけでなく、日本で働く者全員がこのような人権基準が遵守された中で働けるようになるべきと考へております。ご指導など、どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目、分業体制がしかれている国内のサプライチェーンの説明を伺いました。井上先生もおっしゃっていましたが、それぞれ非常に高度な技術をお持ちだと思ひます。技術の消失を生まないようにぜひ工夫を重ねて進んでいくべきと思ひます。

以上でございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、松浦委員、お願いします。

○松浦委員

ありがとうございます。UAゼンセン・松浦です。

労働組合の立場からということですが、まずは特定技能制度、繊維業の追加の関係であ

ります。基本的に本当にどこの職場も労働力不足ということでございますので、今回の追加については歓迎することだと思っています。

この点についての世界要件ということで様々 J A S T I も含めて書かれていますが、ぱっと見たときに大変に思うかもしれませんが、基本的には全て日本人の労働者であれば守られていなければならないことが書かれているということですので、ある意味、日本人労働者と同じように扱えばそれはクリアされるということなのだと思いますので、当然これは企業が全ての労働者に保障すべきことだということで、不幸なケースが生み出されないようにしっかりとルールづくりをお願いしたいと思っています。

また、この J A S T I の項目の中に苦情処理メカニズムということが書かれています。これは本当に重要なことで、特に外国人労働者の皆さんの苦情がきちんと受け止められるということが大変重要なことでございます。

そういう意味では、まさに労働組合の1つの重要な職務でもございまして、労働組合としても外国人労働者、今まで技能実習生というのは期間の定めのある雇用ということで、組織化を組合員として受け入れていくことは難しかった部分もあるわけですが、これも徐々に私どもも進めておりますので、外国人労働者の皆さんも同じ組合の中で苦情が処理できるというようなことも働きかけていきたいと思っております。

それからサプライチェーンの強靱化というところで、垂直、水平ということで記載をして大変重要なことでありますし、私どもの加盟組合でも日々廃業によって職場がなくなるというケースも出てきておりますので、何とか1人でも救えるということに資するのではないかと考えています。

労働組合として企業の統合というのはどうしても痛みを伴う部分が出てきますので、そのことについては、当然、労使関係の中でしっかりと事業承継の中で多くの雇用が守られる、労働条件が守られるということは担保してまいりたい。それを前提にしつつも、やはりこれだけ人材の確保が難しいという状況、もう一つは、これまで議論してきました環境対策として、これから多くの設備投資が必要になってくるということも含めていくと、垂直もありですが、特に水平方向の中で企業の体力を強くしていくということも大変重要だと思っています。

今の規模の企業単独ではなかなかいろいろな設備投資をするのは難しいというところもございまして、ある意味、積極的に進めていく部分も必要なのだろうと思います。

また、様々な情報管理の問題がありますが、ある意味、労働組合のほうにもいろいろな

情報が入ってきますので、そういったところもひょっとしたら労働組合が何かの役割を担えるかもしれないと思いました。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。それでは、生駒委員お願いします。

○生駒委員

特定技能制度に繊維業が追加されたということ、あと、サプライチェーンの強靱化につけてのお話、情報を取りまとめていただいてありがとうございます。

私、実は昨日、ファッションワールド東京という展示会に行っていました。サステナブルファッションの企業も数多く出展されていたのですが、アジアの縫製、生産工場が480社近く、出展されていたのです。すごくにぎわっていました。ある意味、ファッションの裏側にある現実を見たと感じました。技能実習生の方々が日本で経験を積んだ後、本国に帰られて、そういう工場を造られたりする、そうした循環があるのだと感じてました。

1つ質問なのですが、先ほど労働組合の中でも苦情処理をというお話があったのですが、例えば消費者問題ですと、188（いやや）に電話をすると、いつでも悩みを聞いてもらえますよね。これはすごく普及してきたと思うのです。報道の中で、私たちは、ウイシュマさんの非常に悲しいケースを知りましたよね。これは本当に衝撃的な出来事でした。慣れない日本に来てお仕事に挑んでいる海外の方々が、生活に慣れるだけでも非常に大変な状況の中で、新しい技術を身につけていくというのは、相当にハードルの高い人生にチャレンジされていると思うのです。言いにくいこともたくさんあり、それをどこにぶつけていか分からないようなこともあるのではないかと思います、相談窓口のようなもの、企業に直接は言いづらいでしょうから、公的な相談窓口が既にあるのか、あるいはこれから設けるのかというのが1つお聞きしたいことです。

もう一つは、事業承継についてなのが、先ほど来、事業者の方々に教育を受けていただく、プロのアドバイザーからのお知恵を借りるとか、コンサルティングの方がアドバイスするとか、事業者自身が強くなっていくということは理想的なケースだと思うのですが、もう一方で、スタートアップの若者たちに、事業承継を一つの社会課題として捉えてもらい、その課題を解決するということがメインコンテンツになったイノベーションを起こしてもらおう可能性もあるのではないかと考えます。

つい最近お会いした方は、ファッションの二次流通の追跡ができるシステムを考えたい

ということで、私も相談されて、どこに話を持っていけばいいですか、などと聞かれたので、アドバイスしました。我々が気づかないような新しい視点でどンドントライしていきたいという気持ちがあるスタートアップの起業家の方々にも、事業承継を1つのテーマとして、課題解決のテーマとかコンテンツとして捉えてもらえないか、と思うのです。地方のサプライチェーンの繊維産業の現状はありますが、それらは魅力的なファッションを支えている重要な産業なのです。そういったマッチングのような、起業家の方々に気づいてもらえるような、そういう機会をつくるのはどうかと思いました。

ファッション自体は若い方々がみんな憧れる、希望を感じる産業ではないですか。その産業の足元がこのように課題が山積みになっていますが、これは意欲的にビジネスを新しくつくっていききたいという方にとっては挑みがいのあるテーマです。これは提案になりますけれども、そういった機会も御考慮いただければと思いました。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。質問がありました苦情処理、相談窓口について、経産省からお願いします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

まず特定技能に関しては、この受入れ協議・連絡会には、まだ苦情処理はないのですが、技能実習について申し上げますと、技能実習機構に相談窓口はあります。しかし、なかなか相談窓口へ行くのも難しい面もあるので、監理団体の中には技能実習生から経営者を通さず直接相談できるような窓口を設けていらっしゃる場所もありますし、直接技能実習生からLINEなどにより管理団体へ相談をされて、監理団体が経営者を指導するような取組をされている場所もあります。

そういった好事例を監理団体に御紹介していくとか、今後受入れ協議・連絡会などでもそういった苦情処理も含めて何ができるか考えていきたいと思います。まずはそういった技能実習で取り組まれているところを御紹介していきたいと思います。

ベトナム人のLINEのグループができて、その中で経営者の問題とか、あちらの企業の方が給料がいいよとかとすぐ（情報が）出回ってしまったりします。労働環境とか、賃金の問題など、実習生の間で情報が出回っていますので、経営者もそういった情報が出回っていることを前提にしながら自社の労働環境や賃金を考えていかないと、せっかく実習生に来ていただいても他の企業に転籍されてしまうケースが出てきます。だんだん情報が

流通してくれば、業界全体で適正化されていくというのものもあるのかなと思いますが、いずれにしても苦情処理のところは、織産連も含めて考えていきたいと思います。

○生駒委員

すごく重要な点ではないかと思っています。日本人の我々の労働環境と同じく彼らの労働環境も健康になり、働く方々がより幸せになって豊かになれる労働環境であることを目指さなくてはいけないと思うのです。そうでないと国際的な人権基準に沿わないことになるかと思うのですが、今すごく改善をされていると聞いています。技能実習生の方々も声を上げられる、そんな環境が必要です。日本の企業では、内部告発の方々の立場も守る動きも出てきています。不満を言うと首を切られてしまうという不安がきっとあると思うので、今おっしゃってくださったような公的な窓口が充実していくことを希望します。

○新宅小委員長

ありがとうございました。

○経済産業省製造産業局 橋本審議官

繊維はこれから追加されるので、今課長が申し上げたとおりなのですが、特定技能1号の経済産業省関係については、これまで、素形材や産業機械などが対象になっているのですが、こちらについては、外部事業者様に委託をして、外国語の対応も含めて御相談いただける窓口を設置しておりますので、恐らくはこういったものを展開してやっていくということになるのかなと考えております。

○新宅小委員長

ありがとうございます。では、富吉委員、お願いします。

○富吉委員

日本繊維産業連盟の富吉でございます。

まず、特定技能でございますが、事務局資料にもございましたとおり、連盟の日覚会長から業種追加の閣議決定に際して、コメントを出させていただいています。今後しっかりと対応していく、特に国際基準遵守等、しっかりと対応していかなくてはならないと思っております。

それに加えて、具体的な要件について政府のほうで御検討されているということですが、ある程度整理ができた段階で、織産連も御協力いたしますので、ぜひ各地での説明会をやっていただきたいと思います。特定技能は技能実習とかなり違いますが、今まで説明会のようなことをやっていないので、よく分かっていない方や誤解されている方も

いるのではないかと思います。制度の活用という面でもぜひ今後お願いしたいと思ってい
るところでございます。これが特定技能に関してでございます。

あともう一つ、サプライチェーン強靱化に関してでございますが、事務局資料の3ペー
ジのデータ、これは事業所数が減り、就業者数が減っているというデータで、直近1万を
切っているという事業所数のデータがございますが、出典のところをよく見ていただくと、
4名以上の事業所数の推移になっていまして、実は繊維産業はさらにそれ以下、3名以下
の事業所数が相当数ありまして、まさに個人事業主の方々が多数を占めている。これは個
人事業主を足すとかなり、事業所数の桁が1つ上がる状況になっています。産地に行って
話を聞くと、ニット、織布、縫製など工程、産地にかかわらず、今後、個人事業主が急速
に減っていくという状況が見えております。個人事業主は、なかなか新規参入がないので、
皆さん高齢化をしている。個人事業主の大半が年金生活の方々と言える状況でございまし
て、高齢化に伴って廃業していく。

実はこの方々が様々な工程を担い、急に生産が増えたときのバッファになったり、様々
な役割を果たしているのですが、ここが今、各産地で消滅しつつあるという状況でござい
ます。サプライチェーンの強靱化で、まさにチョークポイントの部分、特に染色などがそ
うですが、その部分をどうするかというのも非常に大きな課題ではあるのですが、個人
事業主がいなくなることに伴って、実は生産能力、これは水平、垂直両方あるのですけれ
ども、どちらの生産基盤が揺らいでいく可能性が出てきているのではないかと。

これはいろいろな産地、いろいろな工程の方に聞いても、ほぼ共通で出てくる課題でござ
いますので、ここを今後どうするかというのは、さっきのチョークポイントと並んで非
常に大きな課題かなと思っております。私も部分的にしか聞いていないので、今後少し幅
広く何が問題なのかというのは情報収集したいと思っております。個人事業主
だと事業承継につながっていかないので、事業承継では解決できないサプライチェーン強
靱化の部分の対応策というのが今後必要になってくるのかなという点。今日は問題点の指
摘しかできない状況ではございますけれども、ぜひ経済産業省のほうにおかれまして、
いろいろ対策を御検討いただければと考えているところでございます。

私からは以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。今の富吉委員の点なのですが、課長にはお話ししたの
ですけれども、まだ具体的に名前は挙げられないのですが、私も同じような産地を見てい

て、例えば綿のかすりの産地は日本中結構あるではないですか。やはりそういうところだと古い織機を使って、夫婦で10台ぐらい動かしているのが大体平均的なパターンで、そういう方がどんどん高齢化して行って廃業しています。そういう中で生産ができない産地が既にある、そういう産地はほかの産地に生産を委託して、自分の産地の名前をつけて売っています。実はつくっているのはほかの産地になっている。私が行った産地は生産を受けているほうだったのだけれども、だから今はそれで仕事はあるのだが、でもうちもいづれ同じような状況なので、実際見に行くと70代の御夫婦でやっているわけです。事業承継しようがない。

そこが今やっている取組は、産元の会社が廃業するところの織機を引き取って、今集めていて、それをまとめた織物会社をこれから新たに設立できないかみたいなことを考えていました。これは合併ではないのです。M&Aではない。織機は古いのを使わないと、今の製品は作れないのですから、そういうことを今やろうとしているというのも1つの取組だと思います。

○富吉委員

その点については、絹織物に関して、話を聞いたときは、まさに大手——大手といっても従業員が20人とかそのレベルなのですけれども、法人化されている方がそういう個人事業主が廃業していく分を吸収していく。そうすると古い織機を買い取って工場を拡張する新規投資をやるみたいな話も複数の企業の方が検討されているという話を聞き、まさにある意味での集約化というのは、水平統合に関しては必要になってくるのかなと。

一方で、垂直統合も必要で、これは縫製の例ですけれども、個人事業主に出している主要工程の1つにボタン付けというのがあって、あれは機械でつけられないので、全部手作業になるのです。なので、どうしても労働集約になるのですが、ボタン付けをやっている方が高齢化して目が見えにくくなってきて、もうやめるみたいな状況になっていると。そうすると、これは内製化するしかないのですけれども、結局機械化できないので、コストの高い労働者を雇って内製化をするという方向になって、いわゆる生産性が下がっていく。ただ、やらないと作れなくなる。ボタンのない服はないので、そういう状況になってしまうというのも1つ懸念点としてはあって、これはもうその企業の方は内製化するしかありませんので、雇って中でボタン付けを始めましたとおっしゃっていたのですが、これがコストアップにつながっている。例えばこういうことが至るところで起こってくるのかなと。

これが各工程で全部起こっているみたいなのがあるので、機械の投資で済むところはどんどん投資促進、中小企業政策の中にも投資補助金などがありますので、そういうものでどんどん支援していけばいいのですけれども、先ほどの人でやらないとどうしようもない部分をどうしていくかというのがなかなか支援策的なものがなかったり、思いつかなかったりするので、大きな課題なのかなと思います。

○新宅小委員長

ありがとうございます。オンラインは特に今手は挙がっていないですか。――ちょっと私から意見というか、コメントと御質問みたいな感じなのですが、特定技能のほうなのですけれども、特定技能で人権等に配慮しているかどうかというのを第三者認証で審査をしてから特定技能に登録できるかどうかを決めるというお話は、これは大変ごもっともでぜひ進めればよいと思うのですけれども、それを推進していったときに、審査を受けなくてすませる事業者と受ける事業者と何か線引きが進んでいくのかなという理解でいいのですか。うちはもう特定技能いらないという企業は、そんな審査を受けなくてもいいということでしょうか。

○経済産業省生活製品課 田上課長

繊維業では、特定技能の受け入れのために必要な協議・連絡会へ参加していただくために、この要件を課しています。特定技能の外国人を受け入れる考えがなければ追加要件へ対応していただく必要はないのですが、松浦委員がおっしゃいましたように、これらの要件については外国人、日本人関係なくやっていただきたいところではあり、本来的には全ての企業にやっていただきたいところです。

○新宅小委員長

そうですね。技能実習生だったらやらなくてよくて、特定技能ならやるというのは、本来理想的には変な話で、だから、これはそもそも繊維だけではなくて、ほかの業種でも全てそうなのだと思うのですけれども、せっかくこういうことをやることはとてもいいことだと思いますので、それを業界としては皆さんが普通に受けられるようにということを目指したいと思うのです。

そうすると、いろいろ批判も受けているようでも、むしろそこを乗り越えて、きちんとそういうものを業界として全体で乗り越えているのだということになると思いますが、やはり業界のイメージも変わってくると思うのです。今はちょっと安く悪くみたいな感じが若干あるので、いや、そんなことはないのだというような形をつけていくという

のが若い人などをこの業界に引きつける上でも非常に重要なポイントになるのではないかと
思うので、何か変に線引きされてしまうとまずいなという気がいたしました。

○鈴木委員

アパ産のやっているこのガイドラインというのは、別に技能実習生云々ではなくて、工
場をどのように監査するかみたいな形でやっていますので、それはそういうことなのでは
ないかと思います。

○新宅小委員長

それを広めるという意味でやっていけるといいと思います。

○富吉委員

まさに鈴木理事長がおっしゃったとおりで、アパ産の工場監査は、国内でいうと、技能
実習生があろうがなかろうがやりますし、さらにもっと広がります。衣料品はほとんど輸
入ですので、海外の工場、いわゆる国際的なサプライチェーンの中でも当然実施していく
ことになるので、実を言うと、アパ産さんの基準がここに入っていくというのは、そうい
う広がりを見せるきっかけになるかなということで、非常に有意義な検討の方向ではない
かと思っていますところでございます。これは織産連の人権ガイドラインの普及にも絶対プ
ラスになると思いますので、ぜひ一緒にやっていきたいと思います。

○新宅小委員長

ぜひよろしくをお願いします。

○経済産業省生活製品課 田上課長

私どもとしては、監査をしっかり受けていただくことを要件にしていきたいと思ってい
るのですが、これは業界全体で当然やっていただきたい話ですし、織産連の（繊維産業に
おける企業行動）ガイドラインもあります。こうした取組をこれから業界に入ってきてい
ただきたい若い方へしっかり発信をして、企業の経営者の方にも（業界が）しっかり取り
組んでいることを発信できるような、何かそういう仕掛けを考えていきたいと思いま
す。やはり真面目にやっていらっしゃる方が大多数でいらっしゃるのですけれども、そうで
ない一部の事業者が業界全体のイメージを悪くしている面も否定できないところがありま
すので、しっかり取組を広げていくことはやりたいと思えますし、PRも考えたいと思いま
す。

○新宅小委員長

将来対象を技能実習生受入れにも広げるということは考えられるのですか。

○経済産業省生活製品課 田上課長

(技能実習生の受け入れにまで対象を拡大することも)考えられなくもないのですけれども、そうすると、もう少し大きな話になってきます。検討課題だという認識です。

繊維産業で生じているいろいろな課題、繊維産業は課題先進産業でもありますので、繊維産業のほうで監査とか、監査でなくても織産連さんで実施されているような自己適合宣言とか、自分でチェックしましたということを公表していただくとか、あとは企業に人権を含めたコード・オブ・コンダクトという人権方針なども出していただいで、世の中のピアプレッシャーを感じていただくような取組もあります。いずれにしても、やはり人権とかサプライチェーンの取組、サプライチェーンの適正化に対して、どういった取組をしているのか、それをちゃんと世の中に見えるようにしていくことは、しっかり考えていきたいと思っておりますので、また相談させていただければと思います。

○新宅小委員長

ありがとうございます。どうぞ、コメントをお願いします。

○経済産業省製造産業局 橋本審議官

今委員長からお話がありましたけれども、技能実習に関しましては、先ほど御説明いたしましたとおり、育成就労制度の法案が今提出されていて、おおむね3年程度をめどにそちらに移行していくことになると思いますので、その中で対応をしていくことになると思います。

○新宅小委員長

ありがとうございます。それでは、オンラインのほうで渡邊委員と吉高委員、手を挙げていらっしゃるの、まず渡邊委員からお願いします。

○渡邊委員

ありがとうございます。弁護士の渡邊です。

先ほどから皆さんがお話しされている認証や監査の要求事項について、私が日頃人権デューデリジェンスを中心的に支援している関係からコメントさせていただければと思います。これまでグローバルに行われてきた社会監査の実務と異なり、直近、欧州の方でCSDDD(コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令)案が理事会も通って、来週EU議会の方でも通るのではないかとされている、日本の多くの業界にもインパクトを及ぼすと予想されているデューデリジェンス法案ができそうなところなのですが、そこでいう人権デューデリジェンスの話は基本的に異なる部分が結構あります。こ

れまでのソーシャルオーディット（社会監査）のプラクティスは、欧米を中心に10年くらい積み重ねてこられましたけれども、そのみでは不足があるというような議論がずっとされてきて、実際、人権リスクが防ぎ切れていないというような例もたくさん出てきています。

そもそもビジネスと人権という分野が大きく注目を集めるきっかけとなったバングラデシュのラナ・プラザ事件という大きな事件でも、認証・監査を事件の1週間ぐらい前にも受けていたが防ぎ切れなかったものであるとか、実際、私が御支援をさせていただく中で、認証を取っている会社から供給を受けていたけれども、結局リスクがそこから発覚してしまっ、自分たちもお客様のほうから取引を切られそうになったというようなケースも見ているところです。

なので、監査自体は、あくまでも例えば1年に1回だとか、そういったスパンで定点観測を最低限のところについてするというようなイメージで捉えていただくのが、今後の議論の方向性が誤った方向に行かないために大事なかなと思っています。人権デューデリジェンスというサプライチェーン管理の話が入ってきますし、自社としてどのように価格設定しているとか、ステークホルダー・エンゲージメントという労働者との対話をどのようにやっているかという実質的な観点が入ってきます。

今スライド19ページのところで、結社の自由・団体交渉権というのは、ILOの中核的労働基準で入れてはいただいているのですが、もう少し実質的にどのように労働者等との対話をしているかという観点がすごく重要で、先ほど言及したEUの新しい指令の中でもステークホルダーとの対話に関して、労働者等からの情報請求権という形で入ってきていたりします。

また、グリーンバンスに関しても、どこまでやるのかというのはありますけれども、今のスライド21ページに入っているものの、これを本当にちゃんとやろうとすると、これまでの日本の公益通報制度とは違う要件が多く入ってきていたりします。あと9番の外国人労働者のところ、これも透明性のある採用プロセスをきちんと確保しようとする、リクルートの過程でも強制労働につながるような搾取がないかというのを確認していく過程は相当大変であるところ、特定技能を使用することができるためにクリアしなければならない基準にするのであれば、その点においては質的にハードルを下げたものにせざるを得ないかなと思います。すなわち、今回の基準を入れること自体は最低限の足切り基準といえますか、最低限ここはやっていこうということでもとてもいい取組だと思うのですけれ

ども、これをもって国際的なレベル感での人権デューデリジェンスというようにイコールで捉えられると、今欧州でも、ようやく指導原則の策定から10年経って世界の実務が新たなフェーズに入るところなので、少しまた目線が遅れてしまうかなと思いますので、念のためではあるのですが、コメントさせていただいた次第です。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、吉高委員、お願いします。

○吉高委員

どうもありがとうございます。今、渡邊先生がおっしゃってくださって、私も非常にそこを気にしたところだったので、ありがとうございます。

特に海外のメディアで日本のJapan Technical Intern Training Programについては、ヒューマンライトについて、いろいろなところで指摘が出た後です。今回の育成就労制度、どう英語で訳されるか分からないのですけれども、いまだにTechnical Intern Programと英語では発信されていますので、これをちゃんとそういった海外のレベルと合う、特に特定技能はどのように訳されているか分からないのですが、きちっとこういうことが守られているということをどのように今後発信されていくのかぜひお聞きしたいというのがまず1点目でございます。

その次、今先生から受入れ側の話とは別に送り側のというのもあったのですけれども、今回のこういったものを日本国内で浸透させるとともに、人材を送る側のほうへの浸透のために何か施策を考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。やはりこういったものがちゃんと浸透されなければ、実際のところ、たとえ認証を受けても運用がきちっとされないのではないかと思います。

特に今、金融機関が、先ほども3名以下の方というのが銀行の方といろいろとエンゲージメントされているとはなかなかないとおっしゃるかもしれないのですけれども、今、地方銀行なども人権に関する対応を一番やらなくてはいけないという認識を持たなくてはならないというのが今のフェーズになっておりますので、これは金融庁も含めて、こういったことをきちんと地域の金融機関に浸透させていただくことが1つ大変重要なのかと思ひまして、そのための御見解をお聞きしたいと思います。

もう一つは、先ほどほかの委員からも言われておりましたけれども、今後エネルギーコストも上がりまして、環境に対するいろいろな対応、設備投資もかかってまいります。人

材の問題以外にも喫緊の課題が多く出てまいりますので、非常に緊急的な施策として考えました。以前、新宅委員長とも御一緒させていただきました繊維業の将来ビジョンというのをつくりましたけれども、あのときには技術のロードマップの策定とか、あとは輸出のための施策とあったのですが、考えましたらこういった産業のロードマップというのもあるべきだったのかなど。産業というか、こういった事業承継ですとか、残すべき技術のロードマップとか、そのための運営体制、計画みたいなものがバックキャストिंगで、本来だったら、あのビジョンの中にもあるべきだったのではないかと思った次第です。

やはり実際に今回こういった話、検討をスタートされるとお聞きしたのですけれども、きちっとバックキャストिंगを行い、ロードマップを作成し、どの地域のどのような技術をどのように承継していくか整理し、それに対して長期視点を持って、地域の金融機関もある程度支えていかなければいけないのかなどと思った次第でございます。もし今後そういったロードマップの策定とか、それに対する運用のためのプランなどがございましたらお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。確かにそうですね。新しいほうばかり目が行ってしまうので、今ある大事な技術をどう残すかという視点も大事だったなと私もビジョンをつくったときに抜けていたなと思い直しました。

前半のお話、特定技能のほうのお話、何かコメントを返せますか。

○経済産業省生活製品課 田上課長

今回 J A S T I を事務局で作成するに当たっては、織産連の（企業行動）ガイドラインや国際的な認証基準・イニシアチブをベースに作業をしております、まずはここで1回スタートさせていただきたいのですが、これを国際的な動向を踏まえながら少しチューニングしていくことも考えていかないとけません。国際的な人権基準への適合を言っている以上は、国際的なレベルが上がっていけば、当然日本国内のレベルも上げていかないといけないので、そこはちょっと考えていきたいと思います。

17ページのところにありましたGOTSなども定期的にレベルも上がっていています。現時点ではそれほど差はないのかなど思っているのですが、他の国際認証が先に行ってしまうと、遅れてしまっている感が出てきますので、そこは定期的にメンテナンスをしっかりとやっていきたいと思います。

これをどのように国内に浸透していくかですが、「発信」というところでまだ考えてい

なかったので、検討していきたいと思います。送り出し側の国のところの浸透についても、2国間でMOCを結んでいくことになっているのですが、そこでどういうことをやるのかはもう少し考えていかないとはいけません。吉高委員から御示唆いただいたので、考えていきたいと思います。

○新宅小委員長

よろしくをお願いします。

○吉高委員

すみません、育成就労、これは英語で、私はまだ英字新聞を読んでいないので、あれなのですけれども、何というように名前がついているのか。育成就労ですとか、特定技能とか。

○経済産業省製造産業局 橋本審議官

特定技能はForeign Human Resources with Specified Skills。

○吉高委員

育成就労は。

○経済産業省生活製品課

育成就労はまだ出ていないのではないかと思いますので。

○吉高委員

分かりました。ありがとうございます。

○経済産業省生活製品課 田上課長

法務省、厚労省に確認してまた報告させていただきます。

○吉高委員

ありがとうございます。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。それでは、またオンラインですが、福田委員、よろしくをお願いします。

○福田委員

ありがとうございます。事務局の皆様、資料の取りまとめ、ありがとうございました。私からは、今の人権の話ではなくて、別の角度から産業構造全体について少し申し上げたいのですけれども、今日、投影いただいた事務局の資料の中で、3-2の資料があったと思うのですが、その2ページを投影いただけますでしょうか。――ありがとうございます

す。今日議論になっているような事業承継のような問題が発生している1つの背景として左のほうの輸入、海外から安い衣服がどんどん入ってきて、これまで国内の産地に対する発注が減ったり、あるいは単価が下がったり、コストプレッシャーの圧力があつたりということ、なかなか産地のほうが経済的に潤うことがなく斜陽産業として見られてしまい、なかなか若い人も来ない、結果的に縮小のスパイラルに入ってしまったというのが今の現状かと思えます。

です。当然、今あるものを承継していくことは非常に重要なのですが、本質的には大きなトレンドというものを変えないと、産業構造の在り方を変えないと、なかなかもう一度、若い人がたくさん外から入ってきて成長していくような形に持っていけないと思うのです。

では、そのために何をやらなければいけないかというところで、2つほど考えたいのですが、まず1つは、やはりそうはいっても、今輸入、金額ベースで見ると8割弱ということなので、国内の産地はまだ2兆円ぐらいの規模があるということだと思のですが、1つは輸出を増やしていくような産業政策をもっと考えたほうがいいのではないかと思います。

やはり今の円安の局面というのは、輸出という観点では非常にポジティブですし、繊維産業の輸出額というところでいうと、生地で3,000億ぐらいで完成品で500億ぐらい輸出しているかと思えます。年々生地と完成品については世界からの評価も高まっているので、徐々に増えている。特に完成品の輸出はやはりGDPに対する貢献が大きいので、完成品の輸出、メイド・イン・ジャパンで、日本のブランドで海外の市場を獲得するというような、そういったことをもっともっと増やしていくべきだと思います。

そうした際に、例えばメイド・イン・ジャパンで作られて、かつこの前出された環境配慮設計ガイドラインも守っていただいて、海外に出るような、そういった商品に対しては何かしらのインセンティブであったり、支援金であったり、タックスメリットだったり、そういったものがブランド側だけではなくて、工場とか産地のほうにまで落ちてくるような、そういった支援を何かしら国として考えられないかなと思っていまして、そうすると、やはりもう一度産地のほうも潤いますし、輸出額が伸びれば伸びるほどもう一回日本の産地というものが成長していく絵になりますから、そういったところをもう少し具体的に考えられないのかというのが1点目です。

2点目は、それと付随する施策なのですが、今、事業承継の問題で、なかなか承

継される方がいなかったりということもありますが、やはり産地に対してもっともっと投資をして、事業承継だけではなくて、いわゆるM&Aの形で承継していくというような、そういったインセンティブというものをつくってもいいと思うのです。

先ほどのような完成品の輸出というところを振興していくに当たって、例えば川下の事業者、川中の事業者、川下、川中というのは、当然商社であったり、あるいは川下のアパレルメーカーというのは、それなりの規模の会社さんが日本にはたくさんありますので、こういった会社さんが産地を自分たちで復興していくような、産地の工場を買って、そこでメイド・イン・ジャパンのものを作って海外に輸出するような、そこにインセンティブが働くような施策を何かしらつくれないか。すなわち川下の会社のM&Aに対して、何かしらの補助をしていくような、そういった形で国の産業施策として、川下と川中と川上をしっかりとつなげていくような、そういったところにインセンティブをつけていくと、さっきの冒頭申し上げた輸出型の産業構造に変わっていくような、そういった絵が描けないかと思っています。

ですので、やはり本質的には今の負の流れを保ったまま承継策とかを出していっても、なかなか変わらないと思うので、もう一度輸出産業に変えて若い人とか、外から人が集まってくるような、そういった産業構造に変えていくための打ち手であったり、施策というものをぜひ検討していただければどうかと思っております。

私からは以上になります。

○新宅小委員長

どうもありがとうございました。産地から輸出、今でもファクトリーブランドみたいな形で出ていらっしゃるところもあるかと思うのですけれども、それをもっと大きくしていくということなのだと思います。実際、先ほどの御発表の経産省の資料の中に出てきた佐藤繊維さんとか、ジーンズのところなどはもう既に輸出を彼らはやっているのです、そういうところが周辺のところを吸収していくという話だと思うのです。

そういった輸出企業を下支えしているような企業、そういう工程のところというのは、ブランド化するともなかなか日が当たらないので、恐らくコストなども結構価格も取れなくて、染物などをやっているところとか、さっきの洗いをやっているところとかというのは、事業承継、跡継ぎもついてこないというようなになっているのではないかという感じがいたしますが、どうもありがとうございました。

まだ御発言いただいていない筑紫委員、森川委員、せっかくですので、何か御発言あれ

ばお願いしたいと思います。

○森川委員

田上課長がご説明された「特定技能制度」については非常に整理がされてしっかりしたものになっていると感じました。また他の委員もコメントされたように、海外市場（取引業者）など国際的観点から見て日本の制度はどうかということが重要で、このことは（国内市場だけではなく）海外に日本製品を出すということと一体的だと思います。LCAの算出といった「エンバイロメントサステナビリティ」に関する取組と共に、「ソーシャルサステナビリティ」に関する制度も含め、両者とも日本はきちんとやっていますし強いと思いますので、さらにきちんと制度を中長期スパンで整備した上で、海外に打って出るような仕組みをつくっていくべきかと思っています。

○新宅小委員長

ありがとうございます。筑紫委員、いらっしゃいますかね。もし御発言があればお願いしたいと思います。ほかの委員でも何か追加で。筑紫委員、何か御発言があれば、ぜひ御意見ください。

○筑紫委員

筑紫です。発言の機会を与您にいただけてどうもありがとうございます。

今回、資料3-1と3-2を拝見しまして、どちらも重要な課題、取組だと考えております。いずれの方向性についても異存ございません。

今回、各委員からいろいろ御発言がございましたけれども、それによっていろいろな課題があることを理解いたしまして、いずれも御指摘のとおりだと思いました。

以上です。

○新宅小委員長

どうもありがとうございます。追加の御発言、皆様のほうであれば承りたいと思います。では、生駒委員お願いします。

○生駒委員

先ほどの福田委員の意見、グランドビジョンとして、私もすごく共鳴するところがあるのですけれども、今現在日本のファッションは輸入に頼っている、98.5%ですか、多分一般の方もその数字を聞いて驚かれると思います。

そこでメイド・イン・ジャパン的なものが信頼を得て、世界では高い評価を受けているという前提と私は考えているのですけれども、メイド・イン・ジャパンと表記するための

定義づけというのは、何なのか、という問題があります。例えば海外のラグジュアリーブランドの例を挙げますと、自国以外のところで生産して、例えばそれをフランスに持ち帰って、最終の仕上げをしたらフランス製になるという話はよく聞くのです。そういう意味で、日本製ということの定義が今現在あると思うのですけれども、それをお聞きしたいと思いました。

結論的には、日本製であるファッションが増えていくといいかなと。98.5%がどんどん変わっていくといいかなと。目指せ70%、50%なのか、そのようなビジョンも経産省としてお持ちなのでしょうかという質問です。

○新宅小委員長

何か定義はありますか。ちゃんとした定義。

○経済産業省生活製品課 田上課長

生駒委員がおっしゃったように最終的な仕上げをしたところが原産国の表示をすることができるようになっています。一般的には付加価値が一番多いところになってくるかと思えますので、EPAなどでも、原産地表示のルールではHSコードが変わったりとか、あとは付加価値計算をしたりというやり方があります。そこは整理したものがありますので、また御紹介したいと思います。

あと、輸入浸透率に関してどこまで国産比率を上げていくかについては、明示的に何か明確な目標の数字はないのですが、業界で前を向いていこうということで、吉高委員や福田委員からも御指摘がありましたので、考えたいと思います。「繊維ビジョン」をつくったときから時間が経っていますので、少し補足するようなことを考えたいと思います。やはりKPIがあると目標に向かって取組やすいと思います次回出せるか、分かりませんが。

○生駒委員

分かりました。ありがとうございます。

○新宅小委員長

そういう意味では、メイド・イン・ジャパンというのはなかなか難しい言い方だと思いますよね。繊維に限らずのほかの産業でも、逆にそこを定義してしまうと、ある産業で日本で最後部品をちょこちょこつけた外国企業がメイド・イン・ジャパンとして売り出すという事件もあったりしましたので、その定義の仕方は大変難しく、変な定義の仕方をするとかえって首を絞めてしまうと思います。

だから、鈴木理事長のところで行っているジャパノクオリティというのは、メイド・イ

ン・ジャパンにこだわっているけれども、ちょっと言い方は違いますよね。

○鈴木委員

Jクオリティは当協会が認定した工場、承認した織物ですとか、そこでやった商品が出来上がったのをJクオリティとっているのです。これの展示会をずっとやっているのですけれども、今回香港のほうで何十万という受注がついたりだとか、結構Jクオリティ事業がだんだんこうなっているのです。

○新宅小委員長

そうですね。私もイタリア、ピッティ・ウオモに行ったときにJクオリティで10社ぐらい出ていたかな。そのときに結構引きがあって、香港につながったというお話でしたものね。

○生駒委員

メイド・イン・ジャパンという名前にこだわる必要は私もないと思うのです。Jクオリティをなさって、それだけ成果が出始めているというのは素晴らしいこと。ただ、日本製に対する、日本のものづくりに対する海外の評価は既に大変高いので、その部分を我々も誇りに思って、うまく打ち出してビジネスに活用していければと思います。

○新宅小委員長

そういうものに今回の特定技能で、外国人けれども、優秀な技能を持っている、高い技能を持っている方たちが現場に残れるというのは、やはりそういうものにも貢献するようになるという期待が業界ではやはりありますか。

○鈴木委員

あります。

○富吉委員

実際、縫製業者さん、すごくハイエンドの方々は期待しています。

○新宅小委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、皆様、大変議論活発にいただきました。若干予定よりも早いのですけれども、この辺で今日の委員会を締めたいと思います。本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

4. 閉会

○経済産業省生活製品課 田上課長

それでは、次回、第12回目の小委員会の日程につきましては、委員の皆様と御調整の上、御連絡をさせていただきたいと思います。

資料4にスケジュールを御用意させていただいておりますが、5月から6月ぐらいにかけて、またすぐ日程調整をさせていただきますが、次は情報開示の話とロードマップを御議論いただくとともに、「中間取りまとめ（案）」についても御議論させていただきたいと思います。

本日いただいた御指摘については、事務局で整理して次回、回答できるように作業しておきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。